

下介第1668号
平成30年10月1日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長
(公印省略)

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた場合の届出について（通知）

平素は本市介護保険事業に関しまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度介護保険制度改正により、平成30年10月1日以降、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービス(以下「訪問介護(生活援助中心型)」という。)について、平成30年厚生労働省告示第218号で定める回数(以下「規定回数」という。)以上を居宅サービス計画に位置付ける場合は、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が市へ居宅サービス計画を届け出ることが義務付けられました。

つきましては、該当する居宅サービス計画について、下記の方法により必要書類を提出してください。

記

1. 届出の対象となる居宅サービス計画

平成30年10月以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更¹）した居宅サービス計画のうち、規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）²を位置付けた居宅サービス計画

< 規定回数³ >

訪問介護（生活援助中心型）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
規定回数	27回	34回	43回	38回	31回

- 1 作成とは、新規に居宅サービス計画を作成し、規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた場合をいう。
変更とは、要介護認定更新、要介護状態区分の変更又は計画内容の変更により、規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を新たに位置付けた場合をいう。（軽微な変更は除く。）

- 2 訪問介護（生活援助中心型）とは、純粹に生活援助だけで入っている回数のみをいい、身体介護に引き続いて生活援助を提供するサービスについては対象とならない。
- 3 規定回数について、居宅サービス計画に位置付けたサービス内容の実施期間の中で、1月でも規定回数以上に該当する場合は届出の対象となる。

2. 届出期限

当該居宅サービス計画について、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日まで

3. 届出書類

（（1）については市のホームページよりダウンロードしてください。）

- （1）訪問介護（生活援助中心型）が規定回数以上となる場合の届出書

（様式1）

「理由」欄については、居宅介護支援経過（第5表）等に、規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた理由を簡潔に記載していれば省略可。なお、省略する場合は、「理由」欄にその旨がわかるよう記載すること。

- （2）アセスメント表（基本情報を含む）の写し

- （3）居宅サービス計画書（第1表から第7表）の写し

居宅サービス計画書（第1表）は、利用者の同意署名のあるもの。

居宅介護支援経過（第5表）は、訪問介護（生活援助中心型）の回数が多くなった経緯、位置付けた理由を記載している部分のみで可。

サービス利用票（第6表・第7表）は、予定のみの記載で可。

4. 届出先及び届出方法

介護保険課事業者係（郵送又は持参）

5. その他

給付実績により届出が必要なことを確認した場合等には、届出を求めることがあります。

【届出先】

下関市福祉部介護保険課（事業者係）
〒750-0006
下関市南部町 21-19 下関商工会館 4 階
T E L : 083-231-1371
F A X : 083-231-2743